

環生ー1 プラスチックごみの削減にご協力ください

プラスチックは、私たちの生活に幅広く利用され、なくてはならないものですが、一方で、ポイ捨てされたプラスチックごみが河川から海に流れ出ることにより、地球規模での環境への影響が懸念されています。

プラスチックごみ対策をより一層推進していくためには、使い切り（いわゆるワンウェイ）のプラスチック製品はできるだけ使用しないなどの取組を一人ひとり実践していただくことが大切です。道民の皆様方におかれましては、可能なところからご協力くださいますようお願いいたします。

1 マイバッグ等の活用

マイバッグを持参してレジ袋を辞退したり、繰り返し使用できるマイボトルを活用するなどして、「使いきり」のプラスチック製品をできるだけ使わないようにしましょう。

2 使用後の処分

「使いきり」のプラスチックを使用した場合は、ポイ捨てせず、ごみの分別ルールに従い、正しく処分しましょう。

3 地球にやさしい製品の選択

お買い物の際は、「使いきり」のプラスチック製品ではなく、再生プラスチックや紙、バイオプラスチック等の地球にやさしい製品を選びましょう。

企業の活動においても、地球にやさしい製品を選ぶようにしましょう。

4 清掃活動への参加

海や河川に流れ出るプラスチックごみを減らすため、地域の清掃活動に積極的に参加しましょう。

【問い合わせ先】

環境生活部環境局循環型社会推進課

電話 011-231-4111（内線24-304）

FAX 011-232-4970

環生－２ ヒグマによる人身事故を防ぐために

ヒグマによる人身事故の多くは、山菜採りなどで野山に入った際の突発的な遭遇により発生していることから、ヒグマとの遭遇を未然に防ぎ、事故に遭わないよう十分注意する必要があります。

ヒグマと遭遇しないために、野山に入るときには、次のことに注意しましょう。

1 ヒグマと遭遇しないために・・・

(1) 野山に入る前に

地元の市役所や町村役場、森林管理署などで、事前にヒグマの出没情報を確認してください。

ヒグマの出没情報のある地域や、ヒグマの出没を知らせる看板がある場所への立ち入りは避けましょう。

また、イヌを連れての立ち入りは、ヒグマを興奮させることがあるため危険です。

(2) ヒグマに出会わない工夫を

ヒグマの出没が予想される野山では、単独行動を避け、常に複数での行動を心掛けましょう。野山での単独行動は、人とヒグマの双方で気付くのが遅れ、危険な状況になる場合があります。

また、鈴などの鳴り物を携行したり、見通しの悪い場所では笛を吹いたり大声を出すなど、人の存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。

特に、ヒグマの活動が活発になる早朝や夕方、ヒグマが人に気づきにくい沢音の大きな場所や悪天候（濃霧や雨）のときには注意が必要です。

(3) 野山での飲食の際に

においの強い食料はヒグマを引き寄せますので控えましょう。また、残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。

野山にゴミを捨てたり埋めたりすると、ヒグマがこれらを食べて味を覚えてしまいます。いったん味を覚えたヒグマは、これらの魅力的な食物を得るため、人に対して危険な行動をとるようになることが知られています。

2 ヒグマに遭遇したら・・・

(1) 遠くにクマを見つけたら

落ち着いて状況を判断してください。

クマがこちらに気づいていないなら、その場を静かに立ち去りましょう。

子グマを見つけても絶対に近づかないでください。不用意に近づくと母グマの攻撃を受けます。

(2) クマがこちらに気づいていたら

クマの移動する方向を見定めながら、静かに立ち去りましょう。

慌てることは事故につながります。まずは落ち着いてください。普通にしていれば、ほとんどのクマは立ち去ります。

(3) それでも近づいてきたら

クマから視線を外さず、クマの動きを見ながらゆっくりと後退してください。

この時、リュックや服など持ち物をそっと置くとクマの気を引いて時間を稼げます。

ヒグマに持ち物をとられても取り返そうとしてはいけません。ヒグマに攻撃される恐れがあります。

※注 意：野生のヒグマとの遭遇については様々なケースがあり、これで絶対安全という対処方法はありません。ここに示した内容については、調査研究や経験から有効と考えられている方法です。野山に出かける際には細心の注意をお願いします。

なお、野山でヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係や地元市役所・町村役場などに情報をご提供ください。

○ 参考ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/higuma/kihon.html>

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係

電 話 011-204-5205

FAX 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－3 ヒグマに餌を与えないでください

北海道では、人の生命又は身体に直接被害を与える危険性の高いヒグマを作りだし、人とヒグマとの共存を困難にし、道内の生物の多様性に著しい影響を及ぼす行為として、北海道生物の多様性の保全に関する条例で、ヒグマに餌を与えることを禁止しております。違反すると、行為の中止等の勧告や氏名等の公表の対象となります。

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係

電 話 011-204-5205

FAX 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－４ 「セイヨウオオマルハナバチバスターズ」の募集

国外から輸入されたセイヨウオオマルハナバチは、ハウスでのトマト栽培などで受粉作業の省力化や農作物の品質向上のために貢献してきましたが、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されたことから、個体がハウスから逃げださないようネットを張るなどの対策により、野生化の防止が義務づけられています。

しかし、既に野生化した個体が全道各地で確認されており、在来種のハチとの競合など生態系への悪影響が懸念されていることから、計画的な監視や捕獲活動が必要となっています。

このため道では外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、本道固有の生物多様性の保全を図るために防除活動を展開しています。この活動にボランティアとして参加していただける方を「セイヨウオオマルハナバチバスターズ」として募集し、「防除従事者証」を発行するとともに、捕獲を行う際には「腕章」を貸し出すこととしていますので、関心のある方はお問い合わせください。

○ 参考ホームページ

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/seiyo/seiyo_top.html

【問い合わせ】

○セイヨウオオマルハナバチバスターズ

環境生活部環境局自然環境課企画調整係

電 話 ０１１－２０４－５９８７

FAX ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－5 『厚岸霧多布昆布森^{あつけしきりたっぶこんぶもり}国定公園』が誕生しました。

令和3年（2021年）3月30日（火）に、道内6番目の国定公園として「厚岸霧多布昆布森国定公園」が、釧路総合振興局管内（釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町）に誕生しました。

これまでの厚岸道立自然公園の区域に別寒辺牛湿原や周辺海域などを含め、面積はこれまでのおよそ2倍の約41,500ヘクタールとなりました。

本公園は、北海道東部の太平洋側に位置し、海岸線の後退と砂丘の堆積によって形成された霧多布湿原及び河岸の湛水によって形成された別寒辺牛湿原といった形成過程の異なる2つの湿原が、ほぼ原始的な状態で残されているほか、厚岸湖、火散布沼等の海跡湖並びに尻羽岬、大黒島等の海食崖及び島嶼を有し、変化に富んだ優れた自然景観を呈しています。また、厚岸湖におけるカキやアサリの養殖、周辺海域における昆布漁など、森・川・海の繋がりにより育まれてきた人と自然との共生による文化景観を見ることができます。加えて、本公園の湿原の大部分及び厚岸湖が国際的に重要な水鳥の生息地としてラムサール条約の登録湿地となっていることや、希少な湿原植生や海鳥繁殖地が国指定天然記念物に指定されていること等、多様な動植物の生息及び生育の場となっています。

このように、多様で優れた景観を有し、貴重な野生動植物が分布する我が国における傑出した自然の風景地であることが認められ新たに国定公園に指定されました。

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課公園保全係

電話 011-204-5204

FAX 011-232-6790

釧路総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係

電話 0154-43-9154

FAX 0154-41-2703

環生－6 自然公園内の規制について

国立公園、国定公園及び道立自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するために指定されています。そのため、自然公園区域内での産業活動などに伴う行為に対しては、様々な制限があります。

例えば、次のような行為を行う場合は、許可や届出が必要です。

- ・建物や道路などの工作物の新築や増・改築
- ・木竹の伐採や高山植物の採取
- ・土や砂利などの採取
- ・看板や記念碑などの広告物の設置
- ・土地の形状を変える行為 など

○ 参考ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouenkisei2807.pdf>

また、自然公園の一部には、動植物の生息・生育環境への悪影響を防止するため自動車やスノーモビル、モーターボートなどの乗り入れが規制されている地区があります。

(次頁参照)

【問い合わせ】

国立公園に関すること

環境省北海道地方環境事務所国立公園課

電話 011-299-1953

各国立公園の環境省自然保護官事務所

国定公園、道立自然公園に関すること

環境生活部環境局自然環境課公園保全係

電話 011-204-5204

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係又は主査(自然環境)

野幌森林公園に関すること

北海道博物館

電話 011-898-0456

環生－7 自然公園等における自動車、スノーモビル、モーターボートなどの乗入れ規制について

自然環境がすぐれた地域でのオフロード車やスノーモビルなどの無秩序な使用による動植物の生息・生育環境への悪影響を防止するため、国立公園、国定公園、道立自然公園の一部の区域と原生自然環境保全地域では「自動車等」の乗入れが規制されています。

- 自動車等の乗入れが規制される地区（道路、広場、田、畑、牧場、宅地除く）
 - ・ 国立公園、国定公園の「特別保護地区」
 - ・ 国立公園、国定公園及び道立自然公園の「車馬等乗入れ規制地区」
 - ・ 自然環境保全法に基づく「原生自然環境保全地域」

※上記の規制区域以外にも国有林などで乗入れの規制等がなされている場所があります。

- 乗入れ規制の対象となる自動車等（主なもの）
 - ・ 自動車、オートバイ、スノーモビル、自転車、荷車、馬など
 - ・ 動力船（モーターボートなど（2馬力以下の船外機や電気推進機を含む）
 - ・ 航空機、ヘリコプターなど

- 参考ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/hureai/noriirekisei/top.html>

【問い合わせ】

国立公園及び原生自然環境保全地域に関すること

環境省北海道地方環境事務所国立公園課

電話 011-299-1953

各国立公園の環境省自然保護官事務所

国定公園、道立自然公園に関すること

環境生活部環境局自然環境課公園保全係

電話 011-204-5204

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係又は主査(自然環境)

環生－8 山岳環境の保全について

登山をされる皆様へ

～美しく豊かな北海道のやまなみを未来に引き継ぐために～

自然豊かな北海道の山岳環境では、本州以南では生息しない北方系の野生動物や北海道にしか生育しない希少な高山植物などが見られます。

しかし、近年の登山ブームによる登山者の増加に伴い、北海道の一部の地域では、登山道から外れての植物の踏みつけ、登山の記念に「つい、一株」といった摘み取りや株ごと持ち出す盗掘、し尿やティッシュペーパーの散乱が目立つなど、環境の悪化が進んでいます。登山をされる方は、ひとりひとりがルール・マナーを守り、美しく豊かな北海道のやまなみを守りましょう。

また、最近、自然公園の公共施設の看板や道標などに落書きされているのが見受けられますので、絶対に落書きはやめてください。

1 携帯トイレを携行しましょう

道内の多くの山は、自然公園などに指定され、自然環境や風致景観の保護が図られています。山岳地域では、自然保護や立地条件などの面から、トイレの整備が行き届いていません。登山に際しては事前に用を済ませるとともに、長時間の山行には携帯トイレを携行するなどして、山岳環境の保全に心がけましょう。

2 ゴミを持ち帰りましょう

山岳地域では、ゴミの回収に多くの労力を要します。また、生ゴミなどを投棄すると、野生動植物の生態にも悪影響を与えます。持ち込んだものはすべて持ち帰りましょう。

3 自然への気くばりを・・・

登山道を外れて歩くと、高山植物などを傷めるとともに、踏みあとが広がることで登山道周辺の崩壊を促すこととなります。山岳地域の厳しい環境では、いったん損なわれた自然はなかなか回復できません。ひとりひとりが山への思いやりの気持ちを持ちましょう。

4 動植物をとったり、傷つけたりしてはいけません

山岳地域には高山植物をはじめ希少な動植物が生息・生育しています。一度失われると取り戻すことは困難です。「少しくらい、ひとりくらい」といった軽い気持ちで、山岳環境に重大な影響を与えてしまいます。大切な自然を守りましょう。

5 外来種の種子を持ち込まないようにしましょう

外来種の侵入・拡散を防ぐため、靴裏を洗うなど、外来種の種子を持ち込まないようにしましょう。

6 登山の準備は入念に・・・

本州よりも高緯度にある北海道では、2千メートル級の山でも本州の3千メートル級の山に相当する気象条件にあるといわれています。また、本州にあるような食事や寝具を提供する山小屋はありません。登山に際しては、事前に現地の状況を把握し、十分な装備を整えるとともに、入山時には必ず入山届、登山届を提出しましょう。

7 避難小屋の利用の際は・・・

登山行程において安全確保等のためにやむを得ず避難小屋を利用する場合は次のことに留意して登山のマナーとモラルを守り、安全で快適な登山を楽しみましょう。

- ・荷物の整理整頓を徹底し、利用者相互が譲り合って使用しましょう。
- ・先乗りしての場所取り行為は絶対に行わないようにしましょう。
- ・利用後はゴミは持ち帰り、清潔の保持に努めましょう。

○ 参考ホームページ

環境生活部環境局自然環境課

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/sangaku.html>

気象庁（火山登山者への情報提供）

http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課公園利用係

電話 011-204-5204

FAX 011-232-6790

環境生活部環境局自然環境課企画調整係

電話 011-204-5987

FAX 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－9 外来種による被害を防止するために－1 (外来種は「入れない」、「捨てない」、「拡げない」)

外来種とは、アライグマやウチダザリガニなど、生物本来の移動能力を超えて、国内・国外の他の地域からペットや産業利用などのため、人によって導入された生物種です。

近年、この外来種が地域固有の生態系などに大きな脅威となる事例が、国内外でクローズアップされており、これら外来種による被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が制定され、平成17年6月から施行されています。（詳しくは、下記の環境省ホームページを参照してください）

外来種のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす（または、おそれのある）侵略的な外来種については、外来生物法に基づき「特定外来生物」に指定され、原則として、飼養、栽培、保管及び運搬等が禁止されています。

また、道では、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づき外来生物法で対象としていない国内由来の外来種を含む12種（詳しくは、下記の自然環境課ホームページを参照してください）を「指定外来種」に指定し、野外に「指定外来種」を放つ行為などを禁止しました（平成28年6月19日施行）。

なお、「特定外来生物」や「指定外来種」などに指定されていない外来種であっても、生態系などに影響を及ぼす場合があります。動物や植物など外来種は「入れない」、「捨てない」、「拡げない」が基本です。

○ 参考ホームページ

環境省

<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

環境生活部環境局自然環境課

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/index.html>

【問い合わせ】

外来生物法について

環境省北海道地方環境事務所 野生生物課

電 話 011-299-1954

指定外来種及び道内の外来種の実態について

環境生活部環境局自然環境課企画調整係

電 話 011-204-5987

FAX 011-232-6790

環生－１０ 外来種による被害を防止するために－２ (アライグマを目撃した場合には、市町村へ通報してください)

本道では、外来種であるアライグマが野生化し、道内各地で目撃されており、各地で農業等被害が拡大しているほか、釧路湿原や知床など重要な自然地域においても生息が確認され、野鳥の卵やザリガニなど節足動物を捕食することなどによる生態系への影響、感染症の媒介などによる人の健康への被害が懸念されています。

アライグマは繁殖力が強く、生息域は年々拡大しており、現状をそのまま放置すると、生態系への被害など取り返しのつかない事態を招くおそれがあります。

道や市町村などでは、アライグマによる被害を防止するため、最終目標である「野外からの排除」を目指し、アライグマの捕獲などの取組を実施しています。

豊かな本道の自然環境を保全するため、皆様のご理解をお願いします。

また、アライグマは、住宅の屋根裏や物置、畜舎などにも棲み着く可能性があります。アライグマを見つけた場合には、餌付けなどを行わずに、お住まいの市町村へ連絡してください。

○ 参考ホームページ

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/araiguma/araiguma_top.html

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課企画調整係

電 話 ０１１－２０４－５９８７

FAX ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－１１ ペットの遺棄・虐待は犯罪です

犬や猫などのペットを遺棄する（捨てる）ことや、虐待することは、動物愛護管理法の規定により懲役または罰金を科せられる「犯罪」にあたります。犬・猫が捨てられているとき、暴力を振るわれたり、世話をされずに放置されているペットを見聞きしたときは、最寄りの警察署または各(総合)振興局環境生活課に通報してください。

また、やむを得ない事情でペットの飼育が困難になった場合は、知人・友人に新しい飼い主を紹介してもらったり、ポスターを掲示して飼い主を募集するなど、自ら新しい飼い主を探すことが飼い主の責務です。

○ 参考ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/doubutsu/siyou/douaihou.pdf>

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係

電 話 ０１１－２０４－５２０５

FAX ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－１２ ペット動物に所有者明示措置を徹底しましょう (マイクロチップの装着をお勧めします)

動物愛護法及び条例では、ペット動物の飼い主に、その動物が自分の所有であることを明らかにするための措置（所有者明示措置）を講じるよう定めています。

所有者明示措置の方法としては、首輪などで飼い主の氏名や連絡先がわかるようにしておくことが一般的ですが、個人情報保護の観点などから必ずしもこれらの措置が徹底されません。このために、迷い犬や猫などを収容している道や市町村では、飼い主がわからないために多くの犬・猫を処分せざるを得ない状況となっており、その数は全道で毎年約２千頭にも及びます。

また、平成１２年の有珠山噴火災害では、避難などで飼い主と離ればなれになり、飼い主のもとに戻れない犬・猫が多くいました。

このような状況を改善するため、平成１７年６月に動物愛護法が改正され、ペット動物への所有者明示を推進することとなりました。

所有者明示の方法として推奨されているのが、「マイクロチップ」の装着です。（※）

マイクロチップは、直径約２mm、長さ１２mmほどの小さなＩＣチップで、注射器で動物の皮下に埋め込みます。

装着時以外に痛みはなく、生涯脱落せず、人為的に取り外すこともできないので、動物の所有者明示措置として世界中で使用されています。

マイクロチップには世界中でただ一つの番号が記録されており、装着した動物に保健所や動物病院等で読み取り機をかざし、読み取った番号から飼い主がわかる仕組みなので、個人情報も保護されます。

道では、収容された犬・猫ができるだけ飼い主のもとに戻れるように、平成１８年から、すべての道立保健所・支所で犬・猫のマイクロチップの読み取りを行っています。

ペット動物が飼い主といつまでも幸せに暮らせるように、マイクロチップの装着をお勧めします。マイクロチップの装着をご希望の方は、最寄りの動物病院にご相談ください。

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係

電 話 ０１１－２０４－５２０５

FAX ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

※ 令和元年６月１９日、動物愛護法等の一部を改正する法律が公布され、犬猫等販売業者には犬猫(生後 90 日を経過したもの)にマイクロチップの装着と環境省への登録等が義務づけられました。

また、一般の飼い主を含む犬猫等販売業者以外の犬猫の所有者は、犬猫へのマイクロチップの装着に努め、装着した場合は環境省へ登録等を行わなければならないとされました。(公布の日から３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)

環生－１３ 新しい飼い主探しネットワーク事業について

北海道では、各道立保健所で引き取った犬・猫にできるだけ生存の機会を与えるため、「新しい飼い主探しネットワーク事業」を実施しています。この事業は、各総合振興局・振興局が、犬・猫を飼いたいと希望する方をあらかじめ登録しておき、引き取った犬・猫の性別などの情報と登録者の希望を照合して、最適な飼育者をコーディネートし、犬・猫を譲渡するものです。新しい飼い主になるには、毎日の世話ができるか、猫は室内で飼えるか、愛情を持って最後まで飼い続ける意志があるかなどの条件を満たしていることが必要です。少しでも多くの命を救うため、これから犬・猫を飼いたいと考えている方は、ご協力をお願いします。譲り受けの申し込み方法などについては、最寄りの総合振興局・振興局環境生活課へお問い合わせください。

○ 参考ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/henkanjyouto.htm>

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係

電 話 ０１１－２０４－５２０５

F A X ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－１４ 鉛弾所持の禁止について

北海道では、天然記念物であり国内希少野生動物に指定されているオオワシやオジロワシが鉛中毒になって死亡する事故が起きています。

そのため、平成２６年１０月から「北海道エゾシカ対策推進条例」により、鉛弾の使用に加え、エゾシカを捕獲する目的で下記に該当する鉛弾を所持することが禁止されています。

- 規制対象となる鉛弾
 - １ 鉛を含む物質で作られているライフル弾
 - ２ 鉛を含む物質で作られている粒径が 7mm 以上の散弾（スラッグ弾を含む）

ハンターの皆さんにおかれましては、安全な狩猟に努めて頂くとともに、鉛弾を使用・所持することのないようよろしくお願いします。

- 参考ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/ht/namaridan-kisei.html>

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係

電 話 ０１１－２０４－５２０６

FAX ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－15 エゾシカによる交通事故を防ぐために

エゾシカによる道路交通事故は、10月から11月にかけて多く発生しています。エゾシカの生態や習性を知り、安全運転を心がけましょう。

1 早朝・夕方の運転に気をつける

エゾシカの活動のピークは日出と日没前後です。出没の機会が増えることに加え、周囲が暗くエゾシカに気付きにくいことから、気をつけて走行してください。

2 秋～初冬の運転に気をつける

10～11月はエゾシカの繁殖期です。エゾシカが活発に行動するようになり、越冬地への季節移動を行う時期でもあることから、この時期は特に気をつけて走行してください。

3 夜間の走行時、光る目を見つけたら・・・

車のヘッドライトが反射するとエゾシカの目が光ります。暗いときに光るものを見つけたときには、スピードを落としてよく確認してください。

4 路上にエゾシカを見つけたら・・・

(1) 道路上のエゾシカは動きが鈍い

エゾシカは、車が接近しても逃げずに立ち止まる場合があります。また、エゾシカの蹄（ひづめ）は舗装路では滑りやすく、逃げるのが遅れたり転んだりすることがあります。スピードを落としてエゾシカの行動をよく確認してください。

(2) 1頭だけとは限らない

エゾシカは群れで行動しています。1頭が逃げたり横断するのを確認した後も安心せず、2頭目以降の飛び出しがないかよく確認してください。

○ 参考ホームページ

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/ht/traffic_accident.htm

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課エゾシカ対策係

電話 011-204-5206

FAX 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－16 1月30日は「世界自然遺産・知床の日」

1月30日は「世界自然遺産・知床の日」です。

知床は流氷の影響を受けた海と陸の生態系の豊かなつながりが高く評価されて、平成17年に世界自然遺産に登録されました。道では遺産登録10周年を契機として、知床の自然環境をよりよい形で将来の世代に引き継いでいくため、知床の価値について改めて考える日として、毎年1月30日を「世界自然遺産・知床の日」としました。

※1月30日は知床の豊かな生態系を支える出発点として重要な意味を持つ「流氷」にちなみ、遺産登録年の知床における流氷接岸初日です。

道では、1月30日を中心として、道民の皆様に「知床の顕著な普遍的価値」についての理解を深めていただくために、普及啓発事業を行う予定です。

知床世界自然遺産については下記ホームページをご覧ください。

○ 参考ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/ssi/mokuji.html>

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課公園保全係

電話 011-204-5204

FAX 011-232-6790